

筑西広域市町村圏事務組合消防職員任用規程

令和4年5月25日訓令第4号

改正 令和7年7月7日訓令第8号

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他別に定めるもののほか、筑西広域市町村圏事務組合消防職員（以下「職員」という。）の任用について必要な事項を定めるものとする。

(任用の原則)

第2条 職員の採用は競争試験（以下「試験」という。）により、昇任（消防司令長以上を除く。）は試験及び選考によることを原則とする。ただし、昇任について消防長が特に必要と認める場合は、管理者の承認を得て選考によることができる。

(試験及び選考の実施)

第3条 試験及び選考は、筑西広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て消防長が行う。

2 消防長は試験を公正かつ能率的に行うため、試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員長1名、委員若干名をもって組織する。

2 委員長は消防次長とし、委員は消防司令長以上の職員から消防長が任命する。

3 委員長に事故あるときは、前任の上級者がその職務を代理する。

4 委員会の庶務は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部（以下「本部」という。）総務課企画グループにおいて行う。

(試験の種類)

第5条 職員の任用に関する試験の種類は、次のとおりとする。

(1) 採用試験

(2) 昇任試験

ア 消防司令昇任試験

イ 消防司令補昇任試験

ウ 消防士長昇任試験

エ 消防副士長昇任試験

(採用試験の公示)

第6条 職員の採用試験を実施する場合には、あらかじめその試験の日時、場所、試験科目、試験方法、受験資格、採用予定人員、受験申込受付期間等を一般に公示する。

2 採用試験の公示方法は、構成市の広報紙への掲載その他適切な方法により行うものとする。

(採用試験受験資格)

第7条 採用試験受験者は、次の掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない者であること。
 - (2) 採用基準日に満 18 歳以上 28 歳以下であること。
 - (3) 勤務遂行に必要な体格及び健康度を有していること。
 - (4) 言語明瞭で十分に発声でき、聴力が左右とも正常であること。
 - (5) 非常時に際し、容易に招集に応じられる地域に居住できること。
 - (6) 普通自動車運転免許第 1 種以上の取得者若しくは取得見込みであること。
- (採用試験受験手続)

第 8 条 採用試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 受験願書兼受験票（様式第 1 号）
- (2) 履歴書（様式第 2 号）
- (3) その他必要となる書類

2 前項の書類を提出し手続きが完了した者に、受付した受験票を交付するものとする。

(採用試験方法)

第 9 条 採用試験は、次に掲げる第 1 次試験及び第 2 次試験とする。ただし、第 2 次試験は第 1 次試験合格者について行うものとする。

- (1) 第 1 次試験 教養試験、小論文試験及び体力適性審査
- (2) 第 2 次試験 面接試験

2 第 2 次試験合格者は、任意で消防業務交替制勤務を体験できるものとする。

(昇任試験の通知)

第 10 条 昇任試験を行う場合は、その期日、場所、試験科目その他必要な事項を、試験実施日の 30 日前までに所属長を経由し、受験資格者に周知するものとする。

(昇任試験受験資格)

第 11 条 昇任試験の受験者は、昇任基準日までに次の掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 消防司令昇任試験にあつては、5 年以上消防司令補の職にあり、かつ 40 歳以上の職員
- (2) 消防司令補昇任試験にあつては、5 年以上消防士長の職にあり、かつ 34 歳以上の職員
- (3) 消防士長昇任試験にあつては、4 年以上消防副士長の職にあり、かつ 28 歳以上の職員
- (4) 消防副士長昇任試験にあつては、2 年以上消防士の職にあり、かつ 22 歳以上の職員

2 前項の受験資格を有する職員のうち、次の各号に掲げる者は昇任試験を受けることができない。

- (1) 昇任基準日前 1 年以内に 41 日以上療養休暇を取得した者（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）
- (2) 休職した職員で、復職後 2 年以上経過しない者（公務上の負傷若しくは疾病又は通

勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。)

(3) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により降任された職員で処分を受けた日から 3 年以上経過しない者

(4) 地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により処分を受けた職員で次に掲げる区分による期間を経過しない者

ア 停職にあつては処分終了日から 3 年以上

イ 減給にあつては処分終了日から 2 年以上

ウ 戒告にあつては処分終了日から 1 年以上

3 他の地方公共団体の消防吏員として勤務歴のある職員は、その勤務期間を第 1 項各号の職にある期間に通算することができる。

4 消防長は、必要と認める場合に第 1 項各号にある期間を短縮又は延長することができる。
(昇任試験受験手続)

第 12 条 昇任試験を受けようとする者は、あらかじめ指定された期日までに、所属長を経て消防長に消防職員昇任試験受験申込書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

(昇任試験方法)

第 13 条 昇任試験は、筆記試験及び実科試験又は面接試験とする。

(試験の委任)

第 14 条 消防長は、試験の全部又は一部を他の機関に委任することができる。

(試験結果と通知)

第 15 条 消防長は、採用試験の結果について、合格、補欠合格及び不合格に区分する。

2 採用試験の補欠合格は、職員定数に欠員が生じた場合に管理者の承認を得て繰り上げ合格するものとする。ただし、補欠合格の有効期間は当該試験実施年度末までとする。

3 消防長は、採用又は昇任試験の結果を決定したときは、適当な方法をもって受験者に通知するものとする。

(試験の無効)

第 16 条 試験に関して、不正のあった者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に消防長が定める。

附 則 (令和 4 年 5 月 25 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 7 月 7 日訓令第 8 号)

この訓令は、公布の日から施行する。